家電リサイクル制度評価検討小委員会の審議状況について

- 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。)については、附則の見直し規定に基づき、平成 18 年 6 月より中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において施行状況の評価・検討が行われ、平成 20 年 2 月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(以下「合同会合報告書」という。)が取りまとめられた。
- 現在、当該報告書等の内容を踏まえ、施策の具体化に取り組んでいるところであり、平成20年度から毎年1回合同会合を開催し、施策の進捗状況の確認を行っている。本年度は平成21年12月7日に第18回合同会合を開催し、
 - 1. 各種調査等結果の報告
 - 2. 個別対策の状況

について報告を行った。

- 各種調査等結果の報告としては、「家電リサイクル法に基づくリサイクルの 実施状況」に関し、引取台数が全体として着実に増加する中、月別の動向を 品目別に見ると、テレビは、平成 21 年度、前年度比で約 20%~90%増で、 それぞれ推移している旨、報告を行った。再商品化の実績も、家電リサイク ル法で定める再商品化等基準を上回り、例えば過去3年の実績においても、 一貫して上昇傾向にある旨、報告した。
- また、「小売業者による使用済みの特定家庭用機器の引取り及び引渡しの状況等に関する報告等の結果」、「製造業者等による再商品化等費用の実績とその内訳に関する報告等の結果」、「小売業者に引取義務が課せられていない家電(義務外品)の市区町村における回収体制構築状況等について」に関しても報告を行った。
- さらに、個別対策の状況としては、「ブラウン管ガラスカレットのリサイクル等について」と題し、世界的にもブラウン管テレビの生産・需要が急速に減少し、国内では、地上デジタルテレビ放送への移行に伴う薄型テレビへの買換によりブラウン管テレビの排出が急速に進んでいる中、ブラウン管ガラスカレットの今後のリサイクル・適正処理に係る技術的課題の検討を開始する旨、報告を行った。